

2024 年 1 月 5 日

各 位

株式会社 北陸銀行

**令和 6 年能登半島地震の被災により借入金の返済が
困難になった個人のお客さまへ**

このたびの「令和 6 年能登半島地震」の影響により被害を受けられた皆さまに心からお見舞い申し上げます。

「令和 6 年能登半島地震」については、富山県、石川県、福井県、新潟県の 35 市 11 町 1 村に災害救助法が適用されたことにより、「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」の対象災害となりました。

被災により、お借入金の返済が困難となるなど生活再建でお悩みの方は、本ガイドラインを利用して、一定の要件の下、住宅ローンなどの債務の免除や債務の減額を受けることができる場合があります。

当行でも、ご相談を受け付けております。

当行は、震災による被害や影響を受けられたお客さまの復興に向け、お客さまの状況に応じたあらゆるサービスを積極的に提供してまいります。お客さまの一日も早い復興を心よりお祈り申し上げます。

自然災害による被害者の債務整理に関するガイドライン (<https://www.dgl.or.jp/>)

(一般社団法人東日本大震災・自然災害被災者債務整理ガイドライン運営機関のホームページにリンクしています。)

以 上

＜本件に関するお問い合わせ先＞

北陸銀行 融資部融資企画グループ
融資部融資第 3 グループ

TEL(076)423-7111

TEL(076)423-7111

令和6年能登半島地震の影響で、 住宅ローンなどの返済に お困りではありませんか？



「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」
により

住宅ローンなどの 免除・減額を 申し出ることができます。



メリット1

手続
支援を **無料で**

弁護士等の「登録支援専門家」による
手続支援を無料で受けられます。

弁護士のほか、公認会計士、税理士、不動産鑑定士。
特定調停の申立ての手数料も法令上の手当てにより無料
となっています。

対象者：令和6年能登半島地震に際し災害救助法が適用
された市区町村に住所、居所、営業所又は事務
所を有していた方

適用期間：2024年1月1日から2026年12月31日ま
でに、裁判所に民事調停の申立てをする場合

メリット2

義援金等に加え
財産の一部を
手元に残せる

具体的には、債務者の被災状況や生活
状況などの個別事情により異なります。

メリット3

個人信用情報として
登録されない

債務整理をしたことが個人信用情報と
して登録されないため、新たな借入れ
に影響が及びません。

詳しくは、ローン借入先の金融機関等にお問い合わせください

(注) ●債務の免除等には、**一定の要件**（債務者の財産や収入、信用、債務総額、返済期間、利率といった支払条件、家計の状況等を総合的に考慮して判断）を満たすことやローンの**借入先の同意**が必要となります。また、簡易裁判所の特定調停手続を利用することが必要となります。★特定調停手続の利用を含む手続の流れは裏面をご参照ください

●金融庁、財務局及び運営機関が他の事業者にも本件事業等を委託することはありません。本ガイドラインを利用するための支援と称して報酬を求める悪質業者等にご注意ください。



手続の流れ

① 手続着手の申出

最も多額のローンを借りている金融機関等へ、ガイドラインの手続着手を希望することを申し出ます（受付窓口は当該金融機関へ確認してください）。金融機関から借入先、借入残高、年収、資産（預金など）の状況などをお聞きすることがあります。



（注）お手元に借入れの状況などの資料をご用意ください。なお、必要な事項をお聞きし終えた日をもって手続着手の申出日になります。

② 専門家による手続支援を依頼

上記①の金融機関等から手続着手について同意が得られた後、地元弁護士会などを通じて、東日本大震災・自然災害被災者債務整理ガイドライン運営機関に対し、「登録支援専門家」による手続支援を依頼します。

（注）「登録支援専門家」は、弁護士、公認会計士、税理士、不動産鑑定士ですが、弁護士以外は一部業務を実施できません。



③ 債務整理（開始）の申出

金融機関等に債務整理を申し出て、申出書のほか財産目録などの必要書類を提出します（書類作成の際、「登録支援専門家」の支援を受けることができます）。

債務整理の申出後は、債務の返済や督促は一時停止となります。



④ 「調停条項案」の作成

「登録支援専門家」の支援を受けながら、金融機関等との協議を通じて、債務整理の内容を盛り込んだ書類（「調停条項案」）を作成します。



⑤ 「調停条項案」の提出・説明

「登録支援専門家」を経由して、金融機関等へガイドラインに適合する「調停条項案」を提出・説明します（金融機関等は1カ月以内に同意するか否かを回答します）。



⑥ 特定調停の申立

債務整理の対象にしようとする全ての借入先から同意が得られた場合、簡易裁判所へ特定調停を申し立てます。



（注）「登録支援専門家」は特定調停申立書類の作成等の支援はできませんが、原則として、特定調停の場に出頭することはできず、債務者ご自身に出頭いただく必要があります。

⑦ 調停条項の確定

特定調停手続により調停条項が確定すれば債務整理成立です。

